

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

鹿児島市内の各建設現場から排出されるがれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、金属くず、木くず、紙くず、繊維くず、以上8種類の収集運搬を行い、がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくずについては破碎処理施設へ、木くず、紙くず、繊維くずについては焼却施設へ搬入する。

2. 取り扱う産業廃棄物の種類

積替え又は保管を行わない場合は、「積替え保管なし」と記載。

処分方法を記載。

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	収集運搬量 (t/月 又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業者の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を場所の所在地	予及運搬先の名称所在地(処分場の名称及び所在地)
1	がれき類	50t/月	固形状	〇〇建設株式会社 鹿児島市鴨池新町 △△番××号	鹿児島市犬迫町 〇〇〇〇番地	破碎 △△処理株式会社 日置市伊集院町 〇〇〇〇番地
2	廃プラスチック類	15t/月	固形状	〇〇建設株式会社 鹿児島市鴨池新町 △△番××号	鹿児島市犬迫町 〇〇〇〇番地	破碎 □□環境株式会社 鹿児島市〇〇町 △△△番地
3	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	10t/月	固形状	〇〇建設株式会社 鹿児島市鴨池新町 △△番××号	鹿児島市犬迫町 〇〇〇〇番地	破碎 □□環境株式会社 鹿児島市〇〇町 △△△番地
4	金属くず	10t/月	固形状	〇〇建設株式会社 鹿児島市鴨池新町 △△番××号	鹿児島市犬迫町 〇〇〇〇番地	破碎 ◎◎株式会社 北九州市××区 △一丁目2番3号
5	ゴムくず	15t/月	固形状	〇〇建設株式会社 鹿児島市鴨池新町 △△番××号	積替え保管なし	破碎 △△処理株式会社 日置市伊集院町 〇〇〇〇番地
6	木くず	15t/月	固形状	〇〇建設株式会社 鹿児島市鴨池新町 △△番××号	鹿児島市犬迫町 〇〇〇〇番地	焼却 △□株式会社 鹿児島市〇〇〇町 □□□□番地
7	紙くず	15t/月	固形状	〇〇建設株式会社 鹿児島市鴨池新町 △△番××号	積替え保管なし	焼却 △□株式会社 鹿児島市〇〇〇町 □□□□番地
8	繊維くず	15t/月	固形状	〇〇建設株式会社 鹿児島市鴨池新町 △△番××号	積替え保管なし	焼却 △□株式会社 鹿児島市〇〇〇町 □□□□番地

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	ダンプ	鹿児島11あ1111	9,000kg	株式会社 ○○○○	
2	キャブオーバ	鹿児島11い1234	4,000kg	◇◇◇◇ 株式会社	使用承諾 有
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		鹿児島市山下町○○-○			
駐車場の所在地		鹿児島市谷山○○-○ ※付近の見取図を添付すること。			

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
鉄箱	木くず、紙くず、繊維くずの収集運搬用	6 m <sup>3</sup> × 3 箱	規格：2 m × 2 m × 2 m
鉄箱	がれき類及び廃プラスチック類の積替え保管用	6 m <sup>3</sup> × 3 箱	規格：2 m × 2 m × 2 m
運搬容器等を用いない場合は、「運搬容器なし。」と記載。			

(3) 積替施設又は保管施設の概要

積替え又は保管を行う場所がない場合にあつては、「積替え保管なし。」と記載。

所在地：鹿児島市犬迫町〇〇〇〇番地

面積：200.0m<sup>2</sup>

種類：5種類（2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等に記載）

平均的排出量：3.2t/日

保管上限量：22.4t/日

搬出ペース：3日おきに搬出する。

積上げの高さ：2.0m

施設の概要：コンクリートでストックヤードを施し、廃プラスチック類及び金属くずについては、鉄箱を用いて保管する。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 運搬方法

① 「石綿含有産業廃棄物」以外のもの

- ・ ダンプに直接積込む場合は、シート等で覆い運搬します。
- ・ 鉄箱で収集する場合は、キャブオーバに積込み、シート等で覆い運搬します。

石綿含有産業廃棄物を取扱わない場合は、「該当なし。」と記載。

② 「石綿含有産業廃棄物」であるもの

- ・ 石綿含有産業廃棄物を破碎することがないように、またその他の廃棄物と混合しないよう仕切りを設けて運搬します。
- ・ 石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう、当該石綿含有産業廃棄物を梱包し、又はシートで覆い運搬します。
- ・ 石綿含有産業廃棄物が積込み車両より大きい等によりやむを得ず破碎又は切断が必要な場合には、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により十分湿潤化した上で積込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行います。

③ 「水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」以外のもの

- ・ ダンプに直接積込む場合は、シート等で覆い運搬します。
- ・ 鉄箱で収集する場合は、キャブオーバに積込み、シート等で覆い運搬します。

④ 「水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」であるもの

- ・ 水銀使用製品産業廃棄物が破損しないよう、適正な容器に保管し運搬します。
- ・ その他の産業廃棄物と混合することのないよう運搬します。

水銀使用製品廃棄物等を取扱わない場合は、「該当なし。」と記載。

(2) 営業時間等

- ・ 月～土 9：00～18：00（日曜祝日は休業）

(3) その他

従業員数内訳

〇〇年△△月××日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	人	人	3人	2人	20人	人	30人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む)

(1) 運搬に際し講ずる措置

① 「石綿含有産業廃棄物」以外のもの

- ・ 飛散流出しないようにシートで覆い運搬します。
- ・ 鉄箱を用いて収集運搬する場合は、ロープ等で固定するとともに、シートで覆うなどの飛散流出を防止するための措置を講じます。

取扱わない場合は、「該当なし。」と記載。

② 「石綿含有産業廃棄物」であるもの

- ・ 石綿含有産業廃棄物を破碎することがないように、またその他の廃棄物と混合しないよう仕切りを設けて運搬します。
- ・ 石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう、当該石綿含有産業廃棄物を梱包し、又はシートで覆い運搬します。
- ・ 石綿含有産業廃棄物が積込み車両より大きい等によりやむを得ず破碎又は切断が必要な場合には、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により十分湿潤化した上で積込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行います。

③ 「水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」以外のもの

- ・ ①に同じ

取扱わない場合は、「該当なし。」と記載。

④ 「水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」であるもの

- ・ 水銀使用製品産業廃棄物が破損しないよう、適正な容器に保管し運搬します。
- ・ その他の産業廃棄物と混合することのないよう運搬します。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

① 「石綿含有産業廃棄物」以外のもの

- ・ 保管する廃棄物の飛散流出を防ぐため、鉄箱による保管を行います。
- ・ 雨水の流入を防ぐため、シートで覆い保管します。
- ・ 地下浸透、汚水流出を防ぐため、床面はコンクリート張りとし、周囲に排水溝を設置します。

積替え又は保管が無い場合には、「積替え保管なし。」と記載。

② 「石綿含有産業廃棄物」であるもの

- ・ 石綿含有産業廃棄物がその他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じます。

③ 「水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」以外のもの

- ・ ①に同じ

④ 「水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」であるもの

- ・ 破損等がないよう、緩衝材を設けた容器に入れ倉庫内に保管します。

(3) その他

運搬車両の写真

自動車登録番号  
又は車両番号

鹿児島 11 あ 1111

前  
面  
写  
真

写真の方向等について図示するのが望ましい。

注意事項

- ・車両の前面（真正面）を撮影すること。
- ・ナンバープレートが確認できること。

車両の状況に分かるように  
カラー写真を添付すること。

側  
面  
写  
真

注意事項

- ・車両の側面（真横）を撮影すること。
- ・名称等の車体の表示が確認できること。

既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、  
「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。  
車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付  
すること。

撮 影

〇〇年△△月××日

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	鉄箱	用 途	木くず、紙くず、繊維くずの 収集運搬用	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			撮 影	〇〇年△△月××日

運搬容器等の名称	鉄箱	用 途	がれき類及び廃プラスチック類の 積替え保管用	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			撮 影	〇〇年△△月××日